

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊東北補給処
調達会計部長 渡邊 健夫
(公印省略)

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4NJA20003130	4NJA20003130		NEQ-Z100034				
品名 または 件名							
連続式ガス炊飯装置 2号 “据付”							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST				1		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
郡山駐屯地				郡山駐屯地 食堂			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
郡山駐屯地 食堂				令和7年10月31日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、調達会計部契約課事務室又はHPに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年3月18日 (火) 10時30分 東北補給処調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

ア 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

カ 現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真に止むを得ない事由を該当があるものと省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 競争参加者として認めない者

ア 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

イ 入札後契約を締結するまでに都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記がない場合、又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出がない場合は入札参加を認めない。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。

(4) 違約金等

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(5) 入札の無効

- ア (1)に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ (2)に示す競争参加者として認めない者の行った入札
- ウ 入札件名、入札金額、入札者氏名（代理人氏名を含む）が判明し難いもの
- エ その他入札に関する条件に違反した入札
- オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(6) 契約書作成の要否

- ア 落札者は、契約金額が150万円以上の場合は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式に基づき契約書を作成する。契約金額が50万円以上の場合は請書を提出すること。
- イ 契約書には、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付す。
- ウ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に該当金額の消費税分相当額を加算した金額（税込価格）とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(7) その他

ア 入札書等には、「入札及び契約心得」に明示してある、別紙第2「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨を明記又は誓約書を提出すること。（明記又は提出がない場合は無効とする。）

* 誓約事項の記載要領

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

* 誓約書

「入札及び契約心得」別紙第2にある「暴力団排除に関する誓約事項」

- イ 電話・電報による入札は認めない。
- ウ 入札に先立ち、資格審査結果通知書の写しを係官に提出すること。郵便入札も同様とする。
- エ 入札書の内訳は、落札判定の便宜上努めて公告の内訳書を使用すること。
- オ 代理人による入札は、権限を委任したことを証明する委任状を入札前に提出すること。
- カ 郵便等又は入札日以前に直接提出する場合は、入札書を封筒に入れて封印する。入札書を入れた封筒と資格審査結果通知書（写）を郵送用封筒に入れ、その封筒の表に氏名（法人の名称又は商号）及び「令和7年3月18日10時30分開札（公告第130号・連続式ガス炊飯装置2号“据付”・入札書在中）」と朱書して提出、送付すること。なお、郵送での提出の際には入札開始日の前日12時00分（入札日前日が行政機関の定める休日の場合、その前日12時00分）までに本官の手元に到着したものに限り有効とするので、電話により到着の確認を下記担当者に必ず行うこと。
- キ 入札書の押印を省略した場合は、入札書に責任者、担当者を氏名及び連絡先を記入するものとする。
- ク 再度入札の場合があるので、予備の入札書を準備すること。なお再度入札については、郵便等入札者がいる場合において官側の指定日時に実施する。
- ケ 郵便等による入札を利用する者で、再度入札の意思の無い者は、「再度入札は辞退します。」と記載した入札書を同封すること。（辞退入札書の封印は不要）
- コ 契約物品の全部または主要部分の製造、組立、改造、回収または修理等（以下「製造等」という。）を第三者に請け負わせようとする場合は、下請負承認申請書を契約担当官等に提出し承認を受けて下さい。
なお、下請負承認申請書の様式については、「入札及び契約心得」別紙様式第16-1下請負（承認申請）（届出）書、承認書を参照して下さい。
- サ 仕様書に関する内容は下記担当者に問い合わせください。

【問合せ先】

本公告に関する問合せ及び連絡は、入札開始日の前日12時00分までに下記宛にお願いします。

陸上自衛隊東北補給処 調達会計部契約課契約班
〒983-8580 宮城県仙台市宮城野区南目館1番1号
電話 022-231-1111（内線）4233
FAX 022-231-1127（担当） 齋藤

仕様書に関する問い合わせ

装備計画部需品課（担当）高橋（内線）4408
インターネット揭示先：<https://www.mod.go.jp/gsd/nea/neaq/koukou/finindex.htm>
（東北方面隊入札情報）

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	4NJN2AE0012
	調達要求年月日	令和 7年 2月 27日
	作成部課	装備計画部需品課
	作成年月日	令和 7年 2月 27日
品名	連続式ガス炊飯装置2号“据付”	
仕様書番号	NEQ-Z100034	

指定事項

2.2 役務実施場所

福島県郡山市大槻町字長右エ門林1

陸上自衛隊郡山駐屯地 食堂

2.3.1 据付機器

品名	型番	製造会社
連続式ガス炊飯装置2号	ライスエース システム1000	株式会社フジマック

2.3.2 据付上の留意事項

既設器材は撤去し、官側の指定する場所に搬入する。

4.1 提出書類

本役務終了後、郡山駐屯地業務隊へ作業記録表（役務完了調書）1部を提出する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
需品器材 “据付”		NEQ-Z100034	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 2年 1月 24日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する需品器材の据付け設置の役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務に関する一般的要求事項は、公共建築工事標準仕様書“建築工事編”，“電気設備工事編”及び“機械設備工事編”に基づき、既存の建物に機器を設置する。

なお、設置後、機器の機能が十分に発揮できなければならない。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務内容

2.3.1 据付機器

据付機器は、調達要領指定書で指定し、官給する。

2.3.2 据付上の留意事項

据付上の留意事項及び既設機器の撤去要領等は、調達要領指定書によって指定する。

2.3.3 使用材料など

据付けに必要な使用材料などは、契約の相手方の負担で準備する。

2.3.4 作業用電力及び水道

部隊側より供給する電力及び水道は、官側との調整による。

2.3.5 各種申請手続き

各種申請手続き等がある場合は、この役務に含み、契約の相手方の負担で実施する。

2.3.6 据付要領など

据付けに関する技術的な諸調整は、契約の相手方の責任において実施する。

2.3.7 外観

据付け後の外観は、使用上有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥がなく、各部の仕上がりは、良好とする。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、据付け後、官側の立会において、機能試験を実施するものとし、正常な設置及び作動状況であることを確認の上、引渡しを行う。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 官給品

官給品は、2.3.1によるものとし、手続要領などは、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

4.3 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地等への立入に際しては、当該駐屯地等所定の立入手続を行う。
- b) 駐屯地等の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.4 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生したこん包材及び産業廃棄物は、契約の相手方が処分する。
- b) この据付けに際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- c) この据付け終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物等の撤去を役務期間内に完了する。
- d) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地管理者との調整によって所要の手続をする。

4.6 仕様書等に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。